

日 時 平成24年3月15日(木) 午前10時 開 会

出席議員 (16人)

1番 中 田 博 文	2番 工 藤 和 行
3番 黒 石 ナナ子	4番 今 井 敬
5番 工 藤 禎 子	6番 佐々木 隆
7番 後 藤 秀 憲	8番 大久保 朝 泰
9番 大 溝 雅 昭	10番 工 藤 俊 広
11番 工 藤 和 子	12番 山 田 鉦 一
13番 福 士 幸 雄	14番 北 山 一 衛
15番 村 上 啓 二	16番 村 上 隆 昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 鳴 海 広 道	副 市 長 玉 田 芙佐男
総務部長兼 選挙管理委員会事務局長 鳴 海 勝 文	企画財政部長 成 田 耕 作
健康福祉部長 兼福祉事務所長 村 元 英 美	農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 兼農業委員会事務局長 永 田 幸 男
建設部長 三 浦 裕 寛	総務課長兼検査指導監 兼震災支援対策室長 小山内 隆 文
人事課長 沖 野 恵美子	企画課長 後 藤 善 弘
財政課長 工 藤 伸太郎	福祉総務課長 鎌 田 幸 男
農林課長兼 バイオ技術センター次長 工 藤 秀 雄	建設課長 村 元 茂
上下水道課長 池 内 昭 一	農業委員会会長 佐 山 秀 夫
選挙管理委員会 委員長 乗 田 兼 雄	監 査 委 員 廣 瀬 左喜男
教育委員会 委員長 篠 村 正 雄	教 育 長 横 山 重 三
教育部長 久 保 正 彦	学校教育課長 奈良岡 和 保
黒石病院 事業管理者 柿 崎 武 光	黒石病院 事務局長 沖 野 俊 一

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成24年第1回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成24年3月15日(木) 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第3号 平成23年度黒石市一般会計補正予算(第11号)について
- 第3 報告第4号 権利の放棄について
- 第4 報告第5号 権利の放棄について
- 第5 報告第6号 権利の放棄について
- 第6 議案第3号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第4号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第5号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第6号 黒石市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第7号 黒石市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第8号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第9号 黒石市職業能力開発校条例を廃止する条例制定について
- 第13 議案第10号 黒石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第11号 黒石市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第12号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第13号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第17 議案第14号 権利の放棄について
- 第18 議案第15号 権利の放棄について
- 第19 議案第16号 市道の路線廃止について
- 第20 議案第17号 市道の路線認定について
- 第21 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第22 議案第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第23 議案第20号 平成23年度黒石市一般会計補正予算(第12号)

- 第24 議案第21号 平成23年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第22号 平成23年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第26 議案第23号 平成23年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第24号 平成24年度黒石市一般会計予算
- 第28 議案第25号 平成24年度黒石市国民健康保険特別会計予算
- 第29 議案第26号 平成24年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第27号 平成24年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計予算
- 第31 議案第28号 平成24年度黒石市介護保険特別会計予算
- 第32 議案第29号 平成24年度黒石市観光施設事業特別会計予算
- 第33 議案第30号 平成24年度黒石市簡易水道特別会計予算
- 第34 議案第31号 平成24年度黒石市温泉供給事業特別会計予算
- 第35 議案第32号 平成24年度黒石市農業集落排水事業特別会計予算
- 第36 議案第33号 平成24年度黒石市土地取得特別会計予算
- 第37 議案第34号 平成24年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算
- 第38 議案第35号 平成24年度黒石市水道事業会計予算
- 第39 議案第36号 平成24年度黒石市下水道事業会計予算
- 第40 議案第37号 平成24年度黒石市中川財産区会計予算
- 第41 議案第38号 平成24年度黒石市上十川財産区会計予算
- 第42 議案第39号 平成24年度黒石市追子野木財産区会計予算
- 第43 議案第40号 平成24年度黒石市温湯財産区会計予算
- 第44 議案第41号 平成24年度黒石市袋財産区会計予算
- 第45 議案第43号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第46 議員提出議案第1号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第47 議員提出議案第2号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第48 議員提出議案第3号 「こころの健康基本法(仮称)」の法制化を求める意見書の提出について

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長 境 裕 康
次 長 三 上 亮 介

次長補佐兼議事係長 太 田 誠

議事係主査 今 正 樹

会議の顛末

午前10時02分 開 議

◎副議長（北山一衛） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

◎副議長（北山一衛） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番黒石ナナ子議員、12番山田鉦一議員を指名いたします。

◎副議長（北山一衛） 日程第2 報告第3号 処分第3号 平成23年度黒石市一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎副議長（北山一衛） 日程第3 報告第4号 権利の放棄についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。
本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。
以上で、報告第4号 権利の放棄についてを終わります。

◎副議長（北山一衛） 日程第4 報告第5号 権利の放棄についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。
本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。
以上で、報告第5号 権利の放棄についてを終わります。

◎副議長（北山一衛） 日程第5 報告第6号 権利の放棄についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。
本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。
以上で、報告第6号 権利の放棄についてを終わります。

◎副議長（北山一衛） 日程第6 議案第3号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第7 議案第4号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長（北山一衛） 日程第8 議案第5号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長（北山一衛） 日程第9 議案第6号 黒石市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第10 議案第7号 黒石市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第11 議案第8号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長（北山一衛） 日程第12 議案第9号 黒石市職業能力開発校条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長（北山一衛） 日程第13 議案第10号 黒石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第14 議案第11号 黒石市下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第15 議案第12号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第16 議案第13号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第17 議案第14号 権利の放棄についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第18 議案第15号 権利の放棄についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第19 議案第16号 市道の路線廃止についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第20 議案第17号 市道の路線認定についてを議題といたします。
す。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第21 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

◎市長(鳴海広道) 議案第18号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。黒石市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

住所 黒石市大字牡丹平字福民西73番地

氏名 渡邊公嗣

生年月日 昭和20年1月31日

略歴は別記のとおりであります。

降壇

◎副議長(北山一衛) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎副議長(北山一衛) 日程第22 議案第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

◎市長（鳴海広道） 議案第19号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてありますが、人権擁護委員として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市北美町三丁目21番地

氏 名 酒 井 賛 逸

生年月日 昭和17年11月15日

略歴は別記のとおりであります。

降壇

◎副議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎副議長（北山一衛） 日程第23 議案第20号 平成23年度黒石市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

◎副議長(北山一衛) 日程第24 議案第21号 平成23年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第25 議案第22号 平成23年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(北山一衛) 日程第26 議案第23号 平成23年度黒石市介護保険特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長（北山一衛） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

（副議長退席・議長着席）

午前10時26分 開議

◎議長（中田博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 議案第24号 平成24年度黒石市一般会計予算から、日程第44 議案第41号 平成24年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて18件を一括議題といたします。

本案については、予算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付しておきましたので、御報告いたします。

これより、議案第24号から議案第41号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第24号 平成24年度黒石市一般会計予算、委員長報告は原案可決であります。
質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(中田博文) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 平成24年度一般会計予算に反対するものであります。

我が国の地方自治体は、執行機関である首長と議事機関である議会という住民の直接選挙で選ばれた二つの機関でつくり、市長と議会がそれぞれ独自の権限と役割を持ち、相互に抑制と均衡の関係を保ち、役割を果たすというのが地方自治制度のしくみであり、これが二元代表制と呼ぶものです。

予算は、直接住民の生活を左右しますし、どれほどの収入でどんな行政サービスを行って福祉向上に努めることにするかを市民に約束するものでもあります。堅実な予算を組みながら、財政再建に取り組んでいることは一定評価するものですが、抑制策の中での経済効果を考えたときに、地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されています。同じ仕事をして、そのやり方を変えることによって割高になることもあり、安い経費で仕上がることもある。また、同じ経費をかけたから同じ行政効果が上がるわけでもない。手段方法によって100%の効果が上がる場合もあれば、50%しか上げられない場合も出てきます。

そこで問題の一つは、それぞれの事業を分析・評価し、それを次にどうつなげるか、あるいはなくす方がいいかなど、市民に公表すべきであるがそれが余りなされていない。

問題の二つは、職員を減らす、給料を削減するというのも限界で、市民サービスが遅れる事態にもなっている。

問題の三つ目は、市長の政治姿勢の問題であります。その一つは原発に対する考え方です。原発については、チェルノブイリの原発事故を見ましても、25年たってもなおも異常児が生まれている。そういう発達障害の子が生まれているということです。福島を見てもですね、これから10年後、15年後にそういう赤ちゃんが生まれたり、あるいはその子たちが大人になって大きい病気にかかるというようなことがあらわれてくると思います。その原発の姿勢をこの間取り上げたときに、安全性が確立されれば再稼働もというような考えに固執しております。私は、再稼働させることってというのは、第2の福島を青森県にも起こしかねないということですから、そのやっばり見解の問題にまずは意見を述べたいと。

それから、除雪の問題です。除雪事業計画を持っているわけなんですけれども、私は今回の

豪雪のようなときに、計画書の中でも歩道の確保、それから道路幅の拡幅とかいろいろなものが書かれているんですけども、二、三行で非常にこの抽象的な計画ですので、ですから私はそれも見直して、そのついでにやっぱり各関係も網羅されたそういう計画を充実するべきだというふうに言ってきたわけですけども、その事業計画の見直しをする考えはないということですね、その考えの違い。

それから、まず住宅リフォーム助成制度の問題です。これは、ほかのやっている自治体も紹介しながら、経済効果あるいは住環境の整備ということでは、非常に地域の活性化につながっていると……

◎議長（中田博文） 要約して、お願いいたします。

◎5番（工藤禎子） はい。というふうになっているわけなんです、それについて総務部長の答弁はいろいろと研究していると。だけれども、いまだに個人の財産に云々と。もう国交省もそれはクリアしている問題なんだけれども、そういう答弁をしている。それから、その後市長もですね、「あれ、あの総務部長、やるってしゃべねがったなあ」とかというふうなちょっとやゆする表現もしながら、結局はあんまりやるつもりがない。だから、こういう答弁もやっぱり誠心誠意がちょっと見られないな、そのやり取りです、やり取り。そういう以上の観点から、一般会計に反対するものであります。

◎議長（中田博文） 9番大溝雅昭議員。

◎9番（大溝雅昭） 私は、議案第24号 平成24年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

混迷する国政や先行き不透明な経済状況が続く中、特に自主財源の少ない当市では、市税や交付税等の大幅な歳入増が見込めない中で財政調整基金を取り崩してはいるものの、各種施策については順位づけを明確にし、今後の見込みを想定した予算となっております。

当市は、平成27年度すべての会計の黒字化に向けて財政再建に取り組んでおります。その中でも、平成20年度から3年連続で一般会計が黒字決算となったことは評価できるものだと思います。これまで実施してきた行財政改革の成果が実を結んでおり、健全化に向かっていることを意味しており、私も評価できるものと思っております。この流れの中の24年度の一般会計予算に以上をもって賛成するものであります。

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（中田博文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（中田博文） 議案第25号 平成24年度黒石市国民健康保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成24年度黒石市国民健康保険特別会計予算に反対するものであります。

黒石市の半数が国保世帯です。自営業者、農業者、年金生活者などで主に占められています。そのため、所得が年100万円以下の方が4割以上も占め、こここのところに滞納世帯も集中し、年々ふえているのが実態です。市は減免制度を持っているのに利用者を伸ばしていないこと。また、短期保険証のうち保険証のとめ置きが何件かあります。国保は住民に医療を保障する制度ですから滞納している場合でも、医療の資格を有する限り被保険者の手元に届くことが必要です。

ことしの2月13日、北海道は道内全市町村に通知を出しました。それは短期保険証をとめ置きし、交付されていない状況が確認されている。通知書に基づき、被保険者証の適性交付に努めることという内容です。ですから、周りもやっていないからということではなく、より正しいものは是正していくという立場が必要だと思います。また、差し押さえは憲法25条に基づく生存権、住民の生活と権利を守るべき行政機関ですから、できるだけやめるべきと考えるということですね、差し押さえはね。そして、国保は助け合いの制度だから負担しない人は保険証を使えなくても当然という方もいますが、国保法には助け合い・相互扶助という文言はありません。社会保障及び国民保険のための制度と規定しています。これは第1条ですね。

第4条は、運営責任は国にあると明記していることから、社会保障制度であり、お金がない人を制度を使えないようにすることは間違っていると思います。なぜなら、いくら差し押さえを強化しても保険証の取り上げをしても、住民の貧困と健康被害は深刻化していきだけです。以上の点から反対するものであります。

◎議長（中田博文） 4番今井敬議員。

◎4番（今井敬） 私は、議案第25号 平成24年度黒石市国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

今、国は社会保障と税の一体改革の中で、市町村国保の財政基盤強化策の恒久化、低所得者の保険税に対する財政の支援強化、市町村間の格差を是正するための保険者の都道府県単位化

の推進を掲げております。今後、国民健康保険を取り巻く環境も大いに变化するものと思われ
ます。当市の国民健康保険事業も、少子高齢化やリーマンショック、長引く景気低迷による保
険税収入の落ち込み、団塊の世代の定年に伴う国民健康保険への加入などを起因とする医療費
の増大等により、厳しい事業運営を用いられております。その中で、倒産等により解雇された
人への保険税軽減措置拡充や保険税率の据え置き、日曜日の特定健康診査の実施、さらには医
療費適性化の強化・充実を図りながら、国民健康保険事業の安定化に努めておるところでござ
います。

このことから、私は平成24年度黒石市国民健康保険特別会計予算に賛成するものでありま
す。以上です。

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（中田博文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（中田博文） 議案第26号 平成24年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算、委員長
報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成24年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算に反対するものでありま
す。

全国で引き上げているのに、青森県は引き上げませんでした。それそのものは評価できるん
ですけども、しかし財政安定化基金を活用して上げなかったわけで、かなりもう底をついて
いるという状況になっています。制度的にもう行き詰まっている制度だと思っています。それ
に、民主党はこの制度をなくすと公約にも掲げていた制度であります。そしてまた、今回、限
度額を50万円から55万円に引き上げたということなどを勧告して、反対するものでありま
す。

◎議長（中田博文） 3番黒石ナナ子議員。

◎3番（黒石ナナ子） 私は、議案第26号 平成24年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算

に賛成いたします。

それは、このように高齢化が進んでいる今日、今後ますます医療費がふえていく中、将来にわたり高齢者が安心して医療を受けることができるように、青森県後期高齢者医療広域連合と連携をとりながら、財源の確保と経費の削減に努めており、平成24年度の保険料についても前年度と同様に軽減措置を延長するほか、保険料率も据え置いております。また、肺炎球菌ワクチン接種の一部助成の継続、新たな事業として、黒石市ではあずましの里にふさわしい試みとし高齢者健康増進温泉施設利用券を交付するなど、長寿・健康増進事業にも積極的に取り組み、制度の円滑な施行・運営に努めているところから、私は平成24年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算に賛成するものでございます。

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（中田博文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（中田博文） 議案第27号 平成24年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（中田博文） 議案第28号 平成24年度黒石市介護保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(中田博文) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 平成24年度黒石市介護保険特別会計予算に反対するものであります。

2000年4月から施行され、国は当初、「家族介護を解決、社会全体で介護を支える」そういうフレーズで介護保険制度を導入しました。にもかかわらず、親の介護のための介護離職や老老介護などが常態化し、介護保険導入後、介護心中は全国で400件を超える深刻な事態でますます広がっています。介護が必要と認定されながら、介護サービスを利用していない人、介護の必要性ではなく、重い利用料負担によっていくら払えるかで受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況になっています。これは、黒石市の高齢者も同じです。

第5期介護保険事業計画での見直しは、本来、高齢化社会が進む中、老後の安心をつくり出すために行われるべきものと考えますが、改正は決して大きく期待できるものではないことは、多くの関係者は感じ取っていることです。

まず、保険料ですが、財政安定化基金を使い値上げ幅を低く抑えた工夫と努力に感謝しながらも、弘前のように所得金額が200万円以上の保険料の負担割合を1.75も導入して、以下の保険料の引き下げを考えて欲しかったこと。なぜなら、介護保険制度そのものが施設がふえたり、サービス料をふやせば保険料や利用料に連動する仕組みです。ですから、10年後ぐらいには基準の保険料で月8,000円から1万円になる自治体も生まれ、税金より高い介護保険料になっています。全国で保険料の単独減免を行っている市町村は529自治体で全市町村の33%、利用料の独自減免も行っている市町村が少なくありません。

また、介護保険から軽いとされ、サービスが外される高齢者もふえてきますし、ヘルパーの時間も1時間から45分に下げられ、もっと介護が必要、もっとお世話をしたいと思っても利用者とあまり話ができないまま帰らなければならないなど、利用サービスの低下と介護職員のやりがいをも少しずつ奪っています。ですから、私は申請減免や利用者のサービス低下を防ぐ取り組みなどを取り上げ、だれもが少しでも使いやすい制度へと質問しています。しかし、申請減免など含め独自の取り組みの前進がないことから、反対するものであります。

◎議長(中田博文) 2番工藤和行議員。

◎2番(工藤和行) 私は、議案第28号 平成24年度黒石市介護保険特別会計予算に賛成するものであります。

市では、平成24年度から始まる第5期高齢者福祉計画介護保険事業計画に基づいて、平成24年度の介護給付費を積算しており、その内容は利用者の状態や意向に応じて、介護、生活支援、権利擁護など総合的で多様なサービスを提供できるものとなっています。平成24年度

からは、介護報酬1.2%、65歳以上の方の介護保険料負担割合が1%、ともに引き上げられたにもかかわらず、市民負担軽減の観点から介護保険財政調整基金を繰り入れるなどして上昇幅を最小限にし、県内10市中2番目に安い保険料に抑えたことは、高く評価される場所です。

以上のことから、平成24年度黒石市介護保険特別会計予算に賛成するものであります。

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（中田博文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（中田博文） 次に、議案第29号 平成24年度黒石市観光施設事業特別会計予算から、議案第41号 平成24年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて13件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認め、議案第29号から議案第41号まで、合わせて13件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第29号から議案第41号まで、合わせて13件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

議案第29号から議案第41号まで、合わせて13件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第41号まで合わせて13件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（中田博文） 日程第45 議案第43号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

登壇

◎市長（鳴海広道） 議案第43号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合格約の変更についてであります。構成団体である公立金木病院組合が平成24年3月31日をもって解散し、同年4月1日からつがる西北五広域連合が加入することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合格約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

降壇

◎議長（中田博文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（中田博文） 日程第46 議員提出議案第1号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。16番村上隆昭議員。

登壇

◎16番（村上隆昭） 議員提出議案第1号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

財政運営の早期健全化を目指し、市議会では平成16年度から期末手当の削減を始め、平成17年度には政務調査費の廃止、そして平成19年度には議員定数を20人から16人に削減をし、また議員報酬も削減してまいりました。

平成20年、21年、22年度と一般会計においては黒字となり、財政健全化法の定める4指標はクリアしたものの、今後も厳しい財政事情が続くものと判断することから、引き続き議員報酬の削減をしようとするものでございます。

御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

降壇

◎議長（中田博文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） ちょっとお聞きをいたします。これまで、全会一致でこういう議員にかかわる問題の報酬ですね、そういう部分は全会一致で上程してきたと思いますし、そういうことが望ましいあり方だと思っております。

そういう点では、もうちょっと議論が不十分で、例えば6月議会にね、こういう平行線で行くのではなく、6月議会までいろいろと調整を図るだとかという努力は必要じゃないのかということと、二つ目は、やはりここには何かこの議員内部の問題にできてしまっていて、市民がどのように考えているのかという点では、特別職報酬等審議会に議員の報酬も準ずるところがありますでしょうか、やっぱりそういうところでね市民も入っていますから、そういうところでやっぱり意見を聞く、意見を踏まえるというようなことが必要なんではないかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

◎議長（中田博文） 16番村上隆昭議員。

◎16番（村上隆昭） 確かに、今、御提案がありました、もっと話し合いをして一定の線を出すべきではないだろうかというお話もございましたし、市民の考え方それも聞いたらどうだと。

そのようなお話でございましたが、せっかく皆さん議場にも職員の方もおりますし、メディアの方もおりますので少し説明をさせていただきたいと思っております、よろしいですか。

いろいろ参考にしてデータを総合的に判断しながら、5%という数字を出したわけですが、私どものこの黒石市は旧3市を除いた7市と比較して見ても、我が黒石市はもっとも、参考法定数と今、言うそうですが法定数よりも10人もまず少ないということで、さかのぼって申し上げますと、42年の一般選挙で30人から26人に減らしております。昭和54年に26人から20人になっていると、このとき私は1回目の当選をさせていただきました。その後、平成19年に20人から16人になって、現在に至っているわけでございます。

そしてまた、費用弁償にいたしましても、これは一般調査視察、常任委員会調査視察、特別委員会調査視察費、海外調査視察とこういうふうに項目に分かれているわけでございますが、トータルで参考までに申し上げた方がいいと思っております。三沢市は45万円、十和田市は30万円、平川市は20万円、むつ市は18万円、五所川原17万円、黒石市17万円、つがる市15万円。黒石市より低いのはつがる市だけで、いわゆる下から2番目に低いということになっているわけでございます。

そして、会議の日当でございますが、本会議の日当は黒石市はありません。他市では1日2,000円から3,000円になっているところもでございます。そして政務調査費につきましては、黒石市はいち早く17年度に廃止しております。十和田市では、いまだかつて毎月3万円がついている状態ございまして、五所川原も25年3月以降復活の可能性もあり得るような状況でもございます。

他市・類似都市と比較しても、議員報酬が高すぎるとか、今日まで何も努力をしてこないとかであれば、それはいくらでもいろいろな方法も考えられるわけでございますけれども、御承知のように近年においては、他市においても時代の趨勢・背景もございまして、定数を少しずつ減らしてきておりますが、我が黒石市は先人も含めて時代の先陣を切って身を削る思いでまさに命がけで歳月を経て、議会改革に取り組んで市民の要請・負託にこたえて実践をしてきているわけでございますから。当時を振り返って見ますと、黒石市は異例と言っていいほど議員の数が少ない。これは皆さんも心の中にあることだと思います。

もう一つ、5%とかさまざまありますけれども、何十%とか、ただ極論ということになればいろいろ考えられるわけですが、私の腹の中にもそれはございます。極論を言うならば、抜本的な議員の制度のあり方を、橋下市長ではございませんけれども変えていくとか、やり方はいろいろございます。そして、極端に議員報酬を低く抑える方法もないわけではないので。しかし、あまりにも性急な改革であれば、どうしても無理が生じて付近市とのバランスもございまして、あまり好ましいことではないと思うわけでございます。

そういう総合的な観点から考えまして、5%が今の段階では適性な考え方ではないだろうか
とそういうことでおります。以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長（中田博文） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 私は5%がいいとか悪いとか、30%がいいとか悪いとかっていう以前の
問題で、やっぱりもうちょっと全議員が歩み寄って、議論をつくして一つの一致した中身で提
案をしていただきたい、そういう努力をしていただきたいということも含めて、賛否につい
ては退場したいと思ひます。

（工藤禎子議員退席）

◎議長（中田博文） 質疑を終わります。

討論に入ります。6番佐々木隆議員。

◎6番（佐々木隆） 私は1号議案に、減額には賛成するわけでありませうけれども、このパー
センテージ5%に反対することから、討論したいと思ひます。

村上隆昭議員の方からいろいろ御説明がありました。しかし、今、黒石市はまだ財政再建半
ばであり、そしてまた新年度ではさまざまな事業も盛られているわけでありませう。

いつまでも、黒石の予算もそうですけれども、いつまでも少ない減額でやるのでなく、目標
を持って、いつまでみんな頑張れと、そういう思いで目標を持ってやった方がいいと思ひ
わけ、私たちは30%という提案をしたわけですけれども、そのような思いで私は反対の立場
からの討論といたします。

◎議長（中田博文） 10番工藤俊広議員。

◎10番（工藤俊広） きょう、私はこういう討論をすることが本当は残念であります。これ
までの経緯を知っている私にとっては、今、佐々木議員が述べたことは非常に残念であります。

（発言する者多し）

◎議長（中田博文） 私語は慎んでください。

◎10番（工藤俊広） かつて、今、この5%に決まるときの経緯というのは、私どもは10%の
継続を望みました。しかしながら、ゼロでいいんだというふうな対立意見がありました。それ
を調整をとって、現在の5%。こういう数字が導き出されたわけでありませう。

現在、財政はまだ途上ではありますけれども、実質公債費比率も24%になる、そういった
見込みが出てきておりますし、基金で今回の豪雪も乗り越えてきています。そして、職員
の皆さんの給料もわずかではありますけれども、改善をしていく方向にあると。こういった
中で、なぜ、今30%カットなのかと。私は実際、議会活動に支障も出てくる数字だなあとい
うふうに私自身は感じます。そういった中で、私が今市民と接して感じるのは、報酬の削
減も大事かもしれないけれども、報酬に見合った活動を議員の皆さんどうかしてくれ
と、黒石を元気に

してくれと、そういった声が、そこが根本ではないんでしょうか。ですから、私はこの大幅な30%の削減というものには、賛同するわけにはいきません。

どうか、私たちが提案したこの5%削減ということを御理解をいただきたいと、心からお願いするものであります。以上です。

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（中田博文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（中田博文） 日程第47 佐々木隆議員外4名から提出の議員提出議案第2号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、先に可決されました村上隆昭議員外9名から提出された議員提出議案第1号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてと同一事件と認め、一事不再議の原則により議決を要しないものといたします。

◎議長（中田博文） 日程第48 議員提出議案第3号 「こころの健康基本法(仮称)」の法制化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。10番工藤俊広議員。

登壇

◎10番（工藤俊広） 「こころの健康基本法(仮称)」の法制化を求める議案でございます。

一般質問でも、このたびこの精神疾患の問題を私は取り上げさせていただきました。現在、300万人を超えているとこう言ったことも言われている、本当に急増している今のこの心の問題、うつの問題、こういったものは本当に社会状況の中においても、大きな影響を及ぼす問題であります。

しかし、今、この国の制度の中では、心の健康を守ってあげられるシステムができていない。そういったものをしっかりと法制化を図って、この国の若い人たちの多い精神疾患を守ってあげられる状況を、法整備してつくっていかうとそういったものであります。

いち早く黒石市議会にこの問題を上程させていただきまして、何とぞ皆さんの御賛同をお願いしたいとこのように思います。どうぞよろしく願いいたします。

降壇

◎議長（中田博文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（中田博文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（中田博文） 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成24年第1回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前11時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年3月15日

黒石市議会議長 中田博文

黒石市議会副議長 北山一衛

黒石市議会議員 黒石ナナ子

黒石市議会議員 山田 鋳 一